

令和5年度

東近江市農業委員会
第7回（10月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 午前9時30分から午前11時10分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 39人 欠席委員 1人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	欠
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 議案第 5 号 非農地証明書交付申請について
- 議案第 6 号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第 8 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）変更（案）について
- 議案第 9 号 土地改良事業参加資格交替の申出について〈追加議案〉
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第 3 号 田畑転換等農地の形状変更届出の報告について
- 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 報告第 5 号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 事	出

農業水産課

主 事	出		

6. 会議の内容

議 長 今年の夏は、記録的な猛暑の影響で、米の等級が全国的に低下したと聞きます。東近江市におきましても、等級の低下と加えて収量の減収が顕著に見受けられます。米は国の基幹作物であります。将来にわたって米作りに専念できるような対応策や環境づくりを農業委員会としても求めていかなければならないと思います。

さて、この 3 日に農業委員会役員会と市議会議長、副議長、産業建設常任委員会委員の皆様と意見交換会を持たせていただきました。本日も議論しますが、「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書を市長宛に例年提出していません。合わせて市議会にも提出しています。そこで、〇〇議長から農業委員会と一度意見交換会を持ちたいという申出があり実現しました。内容としましては、地域計画の取り組みであるとか、各ブロックにおける課題とか問題点等々、意見交換会の中で議論致しました。農業委員の活動、議会に対する意見を交換しながら、それぞれが共通認識を持てたのではないかと思います。議長からは、

来年度以降もこういった機会が持てたらと申しておられましたので、ぜひそのように進めたいと思っております。

本日は、この意見書について議論していただきますが、各ブロックにおいて取りまとめをしていただきました。このまとめを持って、市長への意見書として提出させていただきます。

それでは、ただいまから、令和5年度、第7回（10月期）の月例総会を開会いたします。

現在の出席者数は39名、欠席者数は1名ですので、この総会は成立いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号8番 ○○ ○○ 委員、9番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、議事の上程です。

なお、委員各位への議案書送付後において、別紙 議案第9号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。

このことについて、事務局より説明があります。

事務局 別紙 議案第9号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程させていただきます。

この議案につきましては、土地改良法に基づき、審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項及び第1条の5並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するかどうかを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 別紙 議案第9号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として審議することについて、何か御意見はございませんか。

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

（異議なしの声）

それでは、追加議案について、上程することを認めます。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はじめに議案書の差替えがあります。お手元に差替え後の資料を置かせていただいています。訂正点につきましては、譲受人の耕作面積となっております。御確認をお願いします。

また、番号10、番号11について申請者から取下げ願の申出がありましたので、取下げとさせていただきます。

それでは議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、大塚町に居住する譲渡人から、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の大塚町地先の農地2筆 合計面積5,626平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号2について、蒲生郡日野町に居住する譲渡人から、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の蒲生岡本町地先の農地2筆 合計面積2,359平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号3について、今崎町に居住する譲渡人から、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の今崎町地先の農地11筆 合計面積5,577平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号4について、草津市に居住する譲渡人から、岡田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の瓜生津町地先の農地1筆 面積1,004平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号5について、宮川町に居住する譲渡人から、同町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の同町地先の農地1筆 面積310平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号6について、大中町に居住する譲渡人から、近江八幡市に居住する譲受人へ、譲渡人所有の栗見新田町地先の農地1筆 面積310平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号7について、妹町に居住する譲渡人から、甲賀市に居住する譲受人へ、妹町地先の農地1筆 面積519平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲受人は、今回初めて農地を取得されることから、営農計画書が添付してあります。また、譲受人は議案第3号農地法第5条の審議していただく番号1の議案に関連しており、農地取得後は、本市に転入される計画となっています。

番号8について、青野町に居住する譲渡人から、同町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の同町地先の農地1筆 面積397平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

番号9について、東大阪市に居住する譲渡人から、建部下野町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の建部下野町地先の農地2筆 合計面積2,817平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号12について、柏木町に居住する譲渡人から、同町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の同町地先の農地1筆 面積991平方メートルについて交換による所

有権移転の申請がありました。

番号 13 について、湖南省に居住する譲渡人から、鑄物師町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の綺田町地先の農地 5 筆 合計面積 4,903 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

譲受人は、今回初めて農地を取得されることから、営農計画書が添付してあります。

農地を初めて取得される方については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれることや継続的に農地を管理していく意思について確認しています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号 1 から番号 8 までと、番号 11 から番号 13 まで、一括して御意見を伺いますが、御意見のある方は挙手をしていただき、指名をしますので御発言をお願いします。
- 7 番 番号 1 から番号 3 の農地所有適格法人の経営方針、農業もされると聞いていますが、特に番号 1、番号 2 は蒲生地先ですが、地域の方々は認知されていますか。地域計画を進めていこうとする中で、他所から来られた株式会社が、そこまで協力いただけるのでしょうか。
- 事務局 申請の段階で、事務所から少し離れた地域になるので、耕作、営農についても問題なしと確認しています。
確実に営農される旨確認していますし、青地で地域との調和要件が必須である地域であるということも理解したうえで、農地の所有権移転を検討されたことも確認しています。
- 7 番 地元の農業組合とか地元の自治会の了解が得られているのかということが聞きたいのです。

事務局 地域との調和要件の確認をしていただく中で、譲受人が地域の農業組合に、地域の計画や約束事についても確認いただいているので、御理解いただけていると思っています。

20番 岡本地先の農業組合の代表の方に、地理的なことも含めて問題性がないか十分確認して報告書もあげさせてもらっています。

議長 他にありませんか。ないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案は可決しました

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。

番号1について御説明いたします。

本件は、上平木町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積8.08平方メートルの土地を水路として利用するために転用の申請があったものです。申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人の孫が新居の建築を予定していますが宅地の排水路が必要であり、申請人が所有している、建築予定地に隣接している既設の農業用の水路を活用するため、当該申請地を選定されました。また、水路については今後も農業用水路として申請人は利用されます。土地の利用計画につきましては、水路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現在の水路を利用するため工事は行わず、雨水については、水路へ放流処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、中一色町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地2筆、合計面積318平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、申請人が農地転用の許可を受けずに農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、地目変更登記をする必要が生じたため今回、申請を行うことになったとのことです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、農業を行っており、農業用具を格納するための倉庫が必要であり、自宅及び所有している農地に近接し、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第 4 条第 2 項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

1 3 番 10 月 5 日、〇〇委員、〇〇委員、〇〇と事務局 2 名で事前調査を行いました。番号 1 については、写真のとおり、すでに水路はできており、将来ここを宅地として利用するというので、水路として利用されます。雨水の排水路として分筆し転用されます。許可相当と判断しました。

番号 2 については、中一色町の農舎です。昭和 53 年当時に申請もなく建築され、今では農舎としての利用はされておらず、将来売却を見込み、今回顛末案件として申請されました。写真のとおりで、許可相当と判断しました。

議 長 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。
それでは、番号 1 について何か意見はございますか。よろしいですか。
番号 2 についてはいかがでしょうか。
それでは、御意見もないようですので採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」と関連します議案第 4 号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、1 点議案書の訂正があります。議案書 6 ページの番号 3 の面積が 195 平方メートルとなっておりますが、正しくは 1, 120 平方メートルの内 195 平方メートルです。加筆訂正をお願いいたします。

それでは議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について御説明いたします。

本件は、甲賀市に居住する者が、妹町地先の農地1筆、面積633平方メートルの土地を売買により取得し、一般住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、譲受人は現在、永源寺地区で林業を営んでおり、現住所から通勤時間がかかることから、就業先に近い愛東地区や湖東地区で住宅用地を探していたところ、当該申請地が利便性があるとして選定されたとのことでした。

土地の利用計画につきましては、一般住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土をすきとり、盛土を行い、転圧仕上げをし、住宅用地部分以外については、砕石を敷き均しする計画です。雨水については、西側の道路側溝へ放流し、駐車場や庭等は自然浸透とする計画です。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であることから第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。また、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、上平木町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積495平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は現在、両親、兄妹と暮らしをしていますが、近く結婚の予定があるため新しい住居が必要であり、実家に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自己用戸建専用住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土をすきとり、盛土を行った後、砕石仕上とする計画です。雨水については、申請地西側の水路に放流し処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です

番号3、議案第4号の事業計画変更の番号1は関連する申請のため、一括して御説明いたします。

番号3について御説明いたします。

本件は、平松町に居住する者が、今在家町地先の農地1筆、面積1,120平方メートルの内195平方メートルの土地を売買で取得し、農業倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

本申請地は昭和 63 年に当時の所有者が自己用の農業倉庫として利用するため、4 条の転用の許可を受けていますが地目変更の手続きを行わずにいたため、登記上は農地のままとなっています。その後当時の所有者から、現在の所有者に農地として売買され、所有者が変わり、今回の 5 条の転用申請により、使用者が変わるため、事業計画変更が出されています。

また、今回の申請面積の残りの部分につきましては、8 月に 3 条許可で譲受人が取得しています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、農業を行っており、農業用具を格納するための倉庫が必要であり、所有している農地に近接し、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、工事等は行わず現状のまま利用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 4 について御説明いたします。

本件は、五個荘伊野部町に居住する者が、同町地先の農地 1 筆 面積 173 平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、農業者で農業用機械を増やすことを計画しており、現在の既存駐車場では手狭になるため居住する自宅隣地の利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、173 平方メートルの露天駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い転圧後、砕石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は周辺が宅地化している区域であるため第 3 種農地と判断でき、農地区分が第 3 種農地であるため、原則許可できるとなっております。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 5 について御説明いたします。

本件は、五個荘新堂町に居住する者が、同町地先の農地 1 筆 面積 371 平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。今回申請される農地には、昭和 48 年頃より倉庫として利用していた建物がありましたので是正申請も兼ねた顛末案件となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、同町内の両親と一緒に同居していますが、手狭になってきたため今後の両親の世話などを考えて、実家近くの利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、木造 2 階建の戸建住宅を建設し、利用されま

す。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い転圧仕上げとする計画です。雨水については、新設する雨水側溝にて処理されます。申請地は周辺が宅地化している区域であるため第3種農地と判断でき、農地区分が第3種農地であるため、原則許可できるとものなっております。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号6について御説明いたします。

本件は、五個荘新堂町に居住する者が、同町地先の農地1筆 面積8.16平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、通路として利用するために転用の申請があったものです。申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、自宅裏道路から自宅まで徒歩の通行するための通路がないため、利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、通路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状のまま利用される予定です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は周辺が宅地化している区域であるため第3種農地と判断でき、農地区分が第3種農地であるため、原則許可できるとものなっております。

また、本申請地は農振農用地区域外いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号7について御説明いたします。

本件は、柏木町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積588平方メートルの土地を交換で取得し、農業用貸資材置場及び農業用貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、家族で農業を行っているが、家族でいちごのハウス栽培を行う予定であり、いちご栽培に使用する農業資材や作業用、来客用駐車場が必要であるため、所有している農地に近接し、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用貸資材置場及び農業用貸駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を踏み固め舗装はせずに利用します。

雨水については、南側の雨水桝から南側の水路に放流し処理されます。

申請地は、農業振興地域ではありますが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和5年10月5日付で軽微変更されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づいて審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。
それでは、番号1から順にお願いします。

1 3 番 番号1は、一般住宅として取得を計画されております。
この方は永源寺で林業を営んでおられます。現在甲賀市にお住まいで、通勤に時間がかかるということで愛東地区等で土地を求めておられました。
林業をされており、大型のトラック、資材も置けるということで、そのスペースも含めて土地を求めておられます。第1種農地ではありますが、許可相当と判断します。

9 番 番号2は、議案第2号の番号1の水路の横の田を住宅にするというものです。
内容的には何ら問題がないものと思われまます。

番号3の農業倉庫です。この申請地は昭和63年に当時の所有者が、4条転用をされましたが、地目変更せず農地のまま現在の所有者が取得されておまして、今回の5条申請となったもので、問題ないと考えます。

番号4は、駐車場にされるということで、周囲に畑も田もありませんので、問題ないと思います。

7 番 番号5は、集落の中で宅地に囲まれており、許可相当と判断します。

番号6は、番号5の姉の家の隣との間に通路を申請されています。周りが道路に囲まれていますが、通路としては許可相当と判断します。

番号7は、申請地は農業用の駐車場と資材置場で、奥の田6筆ほどでいちごハウスを計画され、そのための駐車場、資材置場です。いちごハウスは簡易な農業用施設のため、転用不用であり許可相当と判断します。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、順次御意見をうかがってまいります。

まず、番号1について何か御意見はございますか。
それでは、番号2について何か御意見はございますか。
では、番号3についてどうでしょうか。
では、番号4についてどうでしょうか。
番号5についてはどうでしょうか。
番号6はどうですか。
番号7について何か御意見はございますか。

では、他に御意見もないようですので、本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明書交付申請について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。

本件の申請人は、湖南省に居住する者で申請地は、綺田町地先の農地1筆、面積191平方メートルの土地です。
申請地は、80年ほど前は茶を栽培していましたが、その後、耕作されず、山林化が進行しました。
現況写真からも、農地として利用される可能性がないと見込まれ、また、事務取扱要領第7条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林でありました。
なお、地元自治会長の署名、押印した「事実証明書」も添付を頂いております。
以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第2号 耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。したがって、この場合の現況は自然林等であるに該当すると判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。
以上、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

7 番 現場確認してまいりました。山の中の田でございます。写真のとおり、雑木がいっぱい農地とは言えない状況でありました。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。何か御意見ございますか。
それでは、御意見もないようですので、採決に移ります。
本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

※【次の議題は、議案第6号であったが、担当者がまだ会場に到着しておらず、日程順番を変更する。】

議 長 では、議案を少し飛ばさせていただいて、追加議案第9号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題と致します。

事務局 議案第9号について御説明致します。

土地改良事業に参加する資格は、所有権に基づき耕作する者、または、農地を借り受けて耕作する者となっています。

しかし、農地を貸付している場合でも、土地改良法第3条第1項第2号に基づき、農業委員会に対し、所有者から土地改良事業に参加する資格交替の申出があり、これを農業委員会が承認することにより資格が交替することができるとなっています。

また、農業委員会が「相当と認める基準」につきましては、耕作者が耕作を適正に行っていない等、信義に反した行為をした場合などに、賃貸借の解約が許可される農地法第18条に規定される要件に該当する場合か、または、所有者を参加させることが土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等土地改良法の目的に照らし妥当と認められる場合のいずれかであります。

このことから、土地改良事業に参加する資格を交替する旨の申出があり、これに対し承認することについて意見を求めるものであります。

1 番 能登川地区土地改良事業

本日、配布しました追加議案書をご覧ください

今回の申出件数は、186件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担することで双方が同意されています。

また、賦課金については、土地改良区を適切に管理・運営していく上で重要な資金であり、負担する事となる土地所有者は組合員として土地改良区の運営を見守る必要があることから資格の交代を申し出されたものであります。

以上のことから、現資格者である耕作者から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申出を承認することは相当と判断します。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本議案につきまして関係者に、〇〇 〇〇 委員がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案につきまして、何か御意見ございますか。

それでは、御意見もないようですので、採決に移ります。

本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、〇〇 〇〇 委員の入室をお願いします。

次に、議案第6号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

また、本議案につきまして関係者に、〇〇 〇〇 委員がおられます。

同様に「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農業水産課の〇〇です。

議案第6号「東近江市農用地利用集積計画（案）」を説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は10月31日に農用地利用集積計画の公告を予定しております。この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回、所有権移転はありません。

利用権設定は12件23筆37,306平方メートルです。この内、設定を受ける認定農業者は3名で27,246平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約73%です。

所有権移転がないため、1ページから7ページまでのすべてが所有者と耕作者による利用権設定の議案になっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員 には、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか

ないようですので、採決に移ります。議案第6号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

次に議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。

県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

2ページ目は農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

今回、25筆、57,590平方メートルの利用権を設定いたします。

また、県の公告日は令和5年11月30日、契約始期日は令和5年12月1日を予定しています。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

本案について何か御意見はございますか

ないようですので、採決に移ります。議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）変更」についてを議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農業経営基盤強化促進法第6条第5項の規定に基づき、東近江市長から次のとおり農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更に係る意見照会がありましたので、意見を求めるものです。本案件の説明を農業水産課 茂刈係長からさせていただきます。

事務局

農業水産課の〇〇です。

農業経営基盤強化促進法の基本的な構想の見直しについて、説明をさせていただきます。

最初に基本構想とは何かについて説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法では、都道府県が定めた基本方針に基づき、市町村が地域の実情を踏まえた上で、基本構想を定めることとなっています。

基本構想は、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めるものです。

主に、認定農業者、新規就農者への認定等に係る基準として必要となります。

基本構想を変更する際には、農業協同組合、農業委員会の意見を聞き、滋賀県の合意を得たうえで、公告をすることとなっています。

今回の基本構想の見直しについては、今年4月に農業経営基盤強化促進法の改正があり、滋賀県の基本方針の見直しが行われたことに伴い、市の基本構想についても、基本方針に沿った内容へ変更が必要となったものです。

それでは、今回の変更点について説明をさせていただきます。
お手元に基本構想の新旧対照表をお持ちだと思います。こちらは左側が新、右側が平成26年策定の旧の内容となっております。また今回変更となった部分を黄色で着色しています。
今回の変更内容については、大きく二つとなっております。
一つ目は令和5年度の法改正に基づく修正です。
二つ目は、旧の基本構想が平成26年に作成されたものであり、9年経過したため、現在の内容に更新したものです。

それでは、大きな一つ目の変更点である、令和5年度4月の法改正に基づく変更についてです。
改正の主な内容としましては、今年から始まりました、地域計画の導入に係るものとなっております。
冊子の10ページをご覧ください。地域計画制度の開始に伴い、基本構想においても地域計画策定の進め方や、地域計画に基づく農用地の利用権の設定の進め方について記載する必要が出てきましたので、今回追加をしております。
地域計画に関する協議の場の設置方法や、区域の基準、策定の進め方について記載しておりますが、内容としては、これまで農業委員会や各地域の説明会で説明をさせて頂いている通りの一般的な内容となっております。
こちらは滋賀県から各市町へ記載内容の提示があり、その内容に沿ったものとなっておりますので、滋賀県下ではほぼ同じ内容となっております。

法改正に基づく2つ目の変更点としまして、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加です。冊子の7ページをご覧ください。下の方に、「第4 第2 および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が追加となっております。
今回の法改正において、基本構想にこの項目を追加することとなりましたが、東近江市の基本構想においては、以前よりこの内容に沿った記載をしております。冊子7ページの右側、新旧対照表の旧側の（新設）とある下に記載していますが、「農業経営基盤強化促進事業に関する事項の、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項」に、今回の追加項目に相当する内容の記載がありましたので、記載する箇所を変更する形で対応しています。
そのため、内容としましては以前からの内容を踏襲したものとなっております。

続きまして、令和5年度現在時点への内容更新についてです。
今回の法改正と直接の関係はありませんが、現在の東近江市の基本構想は平成26年10月に定められたものとなっております。今回の見直しにあたり、この9年間で変更となった制度、名称等を削除、変更しております。
主な内容としましては、人・農地プランに関する記述の削除・及び地域計画への変更と、農業生産法人、農用地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体等の名称の削除、変更といったものです。これらは基本構想全体に点在しております。
また旧の基本構想では、農地利用集積円滑化事業についての事項がありました。冊子の20ページ、右側をご覧ください。農地利用集積円滑化事業については制

度そのものが廃止となりましたので、今回の修正で項目そのものを削除としております。

次に、現状・目標値の更新についてです。

こちら先ほどの制度・団体名などの更新と同じく、現在の基本構想が9年前のものとなっていますので、今回の見直しに合わせて最新の数値に更新したものです。

現状の値については、主に2020年度の農林業センサスに基づいております。

目標値については、今年滋賀県の基本方針が見直しされましたので、そちらに合わせた内容となっております。

実際に変更されている箇所としましては、冊子の3ページをご覧ください。上側に着色がしております東近江市の農業構造についての総農家数等の数値が現状の値として、最新に更新されています。

また、同じく3ページの中段に着色しています部分が、最新の目標値として追加されたものになっています。

目標値については、細かいところですが5ページの農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標が100人から115人に変更されているほか、6ページから7ページにあります農業経営の規模等の指標についても更新しております。ここまでの目標値については滋賀県の基本方針に沿った内容となっています。

一点、滋賀県の基本方針と異なる数値としましては、9ページにあります担い手による農用地の利用が本市の農用地に占める面積の目標値です。

滋賀県では75%を目標としていますが、東近江市では現状既に77.1%となっていることから、80%を目標としております。

その他、細かい言い回しなどで変更しているところはありますが、内容の変更としては以上となっております。

再度の説明となりますが、全体として大きく変わったところとしましては、地域計画に関する記述が増えたことと、令和5年時点に全体の数値・語句等を更新したこととなっています。

変更となった箇所について意見を頂きたく、御審議の程よろしく申し上げます。

事務局

事務局案としましては、このたびの東近江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)については、地域計画策定の進め方や計画に基づく農用地の利用権の設定の進め方等について記載されており、適当であると考えます。

また、制度や団体名などの更新、目標値の更新、削除すべきところの削除等が修正されており、適正に処理されております。

なお、委員の皆さんからの御意見もいただき、実効性のある施策を進めてまいりたいと思いますので、本日決を執りますが、御意見がある場合は本日皆様にお示しした意見の用紙に御記入いただき、今月27日(金)までに事務局まで提出をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

本案について何か御意見はございますか

7 番 基本構想の資料の3ページの2番、3行を比較すると文章表現がおかしいと感じます。例えば、総農家数4,608戸あったのが、2,788戸になったが、年々減少傾向という表現は、大幅に減少という言葉になるのかなど。また、主業農家は1戸減っただけ、ここだけ文章の表現が気になりました。

事務局 文章表現等は、合わせて修正させていただきます。

31番 いろいろ目標数値があがっているが、例えば3ページの3番、年間農業所得は一人当たり500万、二人で800万、集落営農だったら従業員賃金、役員報酬入れて650万。平坦地域、山間地域同じ基準で括るというのは現状と合わない。これには何も反映されていない。全然合わない目標が独り歩きしているイメージを受けます。

事務局 お話のように地域の実情はバラバラだと思います。一定、目指すべき経営体の類型という形で県の方針を取り入れている部分がありますが、実際の認定農業者の認定事務とか、新規就農者の支援においては地域の実情を勘案しながら、目指すべき経営の面積、類型、所得額を設定しているというのが実情です。地域単位の設定はできないので、市としては一つの数字で設定していますが、実際に認定農業者については、各々地域の実情を反映した中で、経営の効率化を目指していただいています。

31番 担い手農家や認定農家は、面積をここまでこなすのは無理けれども、あくまで所得が目標。もう少し考えられないかと思うけれども。

事務局 所得で認定農家ということですので、それだけ見てしまうとどこでされても所得では同じという考え方もあります。大きな東近江市ということで極力一旦認定農業者になっていただいて、5年後の目標設定をしていただいたうえで営農を続けていただきたいと市も考えています。またJAや県の普及員にも認定審査には加わっていただいていますので、十分勘案して認定事務を続けさせていただきたい。

26番 市内でも大きいほ場もあり、中山間で小さなほ場もある。どちらにもあたらないところもありますが、そういうところの配慮はどう考えますか。

事務局 具体的にどういう形かいろいろあると思いますが、認定農業者の認定をするにあたって書類だけの審査ではなく、本人への面談、聴き取りを重視しています。そのあたりもサポート体制を組んでいるので、その中で話をいただき反映させていきたい。

15番 集落営農法人の場合、650万の所得。経常利益が大きなところは十分払えるが、20ヘクタールぐらいの集落法人は、全部に650万だと赤字になると思うがどのように考えていますか。

事務局 集落営農組織も大規模な集落や小規模な集落などいろいろあります。集落営農組織になりますと規模の拡大といっても、昔からの自分の集落があるし、隣の集落はまた隣で担い手がいる。担い手がいるいないとか、米・麦・大豆、野菜も複合的にされているところ。こちら金額だけ見ると地域の実情が見えにく

いが、集落の方も認定させていただく中で、地域に詳しい普及員、JAと合わせて本人を交えて検討させてもらいながら認定事務は進めています。一定数値の目標として出させていただいているが、繰り返しますが地域の実情を勘案しながら事務を進めています。

15番 5年ごとに見直しがある。その時にこの10月から合算した額、実際払っていないなくても650万と書いて申請しなければいけないのか。

事務局 設定の金額としてはありますが、認定農業者もあくまで制度上、一定の所得を目指すとはなっているが、一足飛びに皆同じところまでは難しいので、認定事務の中で最終的にはそういう数字に持っていただきたいと思うが、5年ごとの更新の中で集落の状況も勘案しながら目標設定させていただいているので、すべてがすべて必ず650万と思っているわけではありません。

議長 あくまで、目標数値みたいな形と解釈したらよいのかな。

他にありませんか。

ないようですので、採決に移ります。議案第8号について承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第5号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告につきまして、届出は番号1 宮荘町の自己用住宅の案件と、番号2 桜川東町の住宅敷地について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議案書14ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告につきまして、番号1、長勝寺町の資材置場の案件と、番号2、八日市東本町の店舗敷地の案件の2件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議案書15ページをご覧ください。

本議案は、農地の嵩上げなど農地の形状の変更については、農地性を喪失するものでないとの解釈から、大規模な面積規模や長期に及ぶ工事期間、嵩上げの目的の状況などについて総合的に判断し、場合によっては一時転用扱いとしていますが、それ以外は、「東近江市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱」を定め、2アール以上のものについて届出をさせていただくことで対応しており、その届出があったものです。

本件は、上平木町にお住いの方が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積21平方メートルの土地において、隣接する土地との高低差を無くすため、田から畑へ形状変更を行う為に届出があったものです。

届出地は、東近江市立平田コミュニティーセンターから北西へ約900メートル離れた位置で、周囲を宅地と道路、水路に囲まれた農業振興地域内農用地区域外農地いわゆる白地農地です。

農業経営計画書や地元水利組合、愛知川沿岸土地改良区の意見書も添付されており、周辺への影響もないと判断することから同意したものです。

なお、本件の同意書につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

続いて、議案書16ページから18ページをご覧ください。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、番号1から番号19につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

議案書19ページから21ページをご覧ください。

報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告についてです。

貸借権の合意解約につきましては、番号1から番号12番までです。

続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、番号1から番号3です。

なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

以上、議案第1号から議案第5号まで報告しました。

議長 事務局の報告が終わりました。

この報告について何か御質問はございますか。

それでは、特にないようですので、報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

これをもって令和5年度第7回（10月期）月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○ ○ ○ ○

8番 ○ ○ ○ ○

9番 ○ ○ ○ ○